

消費税増税により 水道料金が変わります

消費税（地方消費税含む）の税率が平成26年4月1日より、5パーセントから8パーセントに引き上げられます。これに伴い、水道料金・下水道使用料なども改正後の税率が適用されるようになります。

改定後の料金などの詳細は、ホームページをご確認ください。
 ④ 上下水道課水道業務係
 ☎ 985-4133
 下水道業務係
 ☎ 985-4126

野外焼却禁止・不法投棄防止にご協力を

▼野外焼却の禁止

野外焼却に関する苦情が多く寄せられています。野外焼却は法律により罰則付きで禁止されています。ドラム缶、ブロック囲いや穴を掘ったの焼却、一定の基準を満たしていない焼却炉の使用も禁止です。

◎禁止の例外

例外として焼却が認められる行為は▽災害時などの応急対策、火災予防訓練▽焼き畑、畔草、下枝や魚網にかかったごみの焼却（廃ビニールの焼却は禁止）▽キャンプファイヤーなどを行うときの木くずの焼却▽どんど焼きや塔婆の供養焼却などの行事での焼却です。

ただし例外の行為でも大量の煙や臭いが出て、町に苦情があったと

きは指導の対象となります。できるだけ焼却施設に出すようにするなど、適正に処分しましょう。やむを得ず焼却する場合は、近所へ声掛けしたり、時間帯・風向きなどを考慮したりしてください。

▼不法投棄の防止

町内の河川、土手やごみ集積場所への不法投棄が多発しています。廃家電、廃タイヤや事業系ごみなどの不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役若しくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられます。

不法投棄ごみを発見したときや投棄現場を目撃したときはご連絡ください。

問 町民課ごみ対策係

☎ 985-4117

固定資産税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産を所有している人（法人）に課税されます。

課税台帳には、土地・家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。家屋の新築、土地の異動、町内に土地・家屋及び償却資産を新たに所有した人（法人）の確認などにご利用ください。

▼ 閲覧期間 4月1日（火）～
 ▼ 閲覧場所 税務課11番窓口

▼持参するもの

- ① 印鑑
- ② 本人確認のできるもの
- ※ 運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。
- ③ 代理の場合は所有者の委任状
- ④ 26年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

問 税務課資産税係

☎ 985-4111

軽自動車などの 廃車・名義変更は3/31までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録している名義の人に1年分を納めてもらう税金です。廃車、名義変更や転出をする場合は、3月31日（月）までに手続きをしてください。

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕作業車 小型特殊自動車	税務課 町民税係 ☎ 985-4110	① 印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】 ② 車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など) ③ ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛媛運輸 支局 ☎ 050-5540-2076	① 自動車検査証(250cc超以上の場合) ② 印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用者と所有者のもの】 ③ 住民票(3カ月以内のもの) ④ ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤ 自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車 検査協会 愛媛事務所 ☎ 975-6730	

問 税務課町民税係 ☎ 985-4110

「手話奉仕員」「要約筆記者」の養成研修受講者の募集

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」と「要約筆記者」の養成研修受講者を募集します。

講座名	福祉定期講座		要約筆記者養成講座	
	手話(午前の部)(毎週水曜日)	手話(夜の部)(毎週水曜日)	手書き・パソコン(午前の部)(毎週木曜日)	手書き・パソコン(夜の部)(毎週木曜日)
開講期間	≪入門≫ 4/9～9/3	≪基礎≫ 9/24～翌年2/18	≪入門≫ 4/9～9/3	≪基礎≫ 9/24～翌年2/18
時間	10時～12時		18時30分～20時30分	
定員	各1人(松前町在住者枠。中予圏全体で各34人)		6人(伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町在住者枠。中予圏全体で各23人)	
会場	松山市ハーモニープラザ3階多目的室1(松山市若草町8-3) ※公共交通機関などをご利用ください。		松山市ハーモニープラザ ※公共交通機関などをご利用ください。	
受講料	1,000円(教材費は別途必要)		無料(教材費は別途必要)	
受講資格	全日程受講可能な人。入門を受講しなければ基礎は受講できません。		20歳以上で、修了後、要約筆記活動を希望する人	
申込期限	3月14日(金)		3月11日(火)	
申し込み方法	福祉課障がい福祉係までお越しください。 ※郵送希望の場合はご連絡ください。申込書を送付します。		福祉課障がい福祉係までお越しください。※郵送希望の場合は、希望講座名、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業、電話番号を書いた用紙を郵送してください(様式は任意)。	

問 福祉課障がい福祉係 ☎ 985-4112

お済みですか? 確定申告

3月の確定申告の相談日程は下表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

● 役場申告会場

日時 3月17日(月)まで ※土・日曜日は除く
 9時～11時30分、13時～16時
 場所 役場2階大会議室

● 各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
3/3 (月)	塩屋	昌農内
4 (火)	南黒田	西高柳
5 (水)	新立	西古泉
6 (木)	本村	筒井
7 (金)	宗意原	北黒田

問 松山税務署 ☎ 941-9121 (自動音声案内)
 税務課町民税係 ☎ 985-4110

【申告した所得は】

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ① 国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ② 児童手当を受けるとき
- ③ 国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ④ 保育所の入所申請をするとき
- ⑤ 奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑥ 公営住宅を申し込むとき
- ⑦ 金融機関などから融資などを受けるとき

【申告に持参するもの】

- 印鑑(シャチハタ不可)
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- 障がい者手帳など
- 還付金の受取口座が分かるもの(本人名義の預金通帳など)

こんなときは届け出を

住民登録

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	まず、松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書を持参し、松前町へ「転入届」を出す
町内で異動したとき	松前町で「転居届」を出す

▶届け出期間
・転入届と転居届…新住所へ住み始めた日から14日以内
・転出届…引越予定日の14日前から受け付け
▶受付時間 平日8時30分～17時15分
※届け出に伴い他課で手続きが必要な人は早めに来庁を。

☎町民課住民係 ☎985-4105

国民健康保険

次の場合14日以内に届け出が必要です。

◎国保へ加入するとき

届け出が必要なとき	持参するもの
町内へ転入したとき (転入前も国保の人)	転出証明書、 印鑑(シャチハタ不可。以下同じ)
他の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	印鑑
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止通知書、印鑑
外国人が加入するとき (外国人登録後、3カ月以上在留カードや外国人登録証明書の滞在が認められたとき)	

◎国保から脱退するとき

届け出が必要なとき	持参するもの
町外へ転出するとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	健康保険の保険証、 国保の保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始通知書 保険証、印鑑
死亡したとき	保険証、印鑑

国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければならない国民年金。加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも届け出が必要です。なお、支払いを口座振替したい人は、預金通帳と届け出印も持参してください。

届け出が必要なとき	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	印鑑(シャチハタ不可。以下同じ)、学生納付特例の申請者は学生証など
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	印鑑、年金手帳、 健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されている人で配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	印鑑、年金手帳、 健康保険資格喪失証明書

※同時に免除申請を行う場合、本人・世帯主・配偶者の離職票や雇用保険受給資格者証を持参すれば、免除が承認されやすくなる場合があります。

☎町民課住民係 ☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課 ☎925-5175

◎国保のその他の手続き

届け出が必要なとき	持参するもの
保険証の内容を変更するとき (住所・氏名・世帯主など)	保険証、印鑑
保険証を紛失・破損したとき	本人確認ができるもの (写真付1点、ないものは 2点以上必要)、印鑑

※修学で町外に住所を移すときは手続きが必要です。平成26年4月以降発行の在学証明書などを持って保険課へお越しください。

◎退職者医療制度の届け出もお忘れなく！

会社などを退職して厚生年金や共済組合から年金を受けている60歳以上65歳未満の人と、その被扶養者は退職者医療制度の対象となります。対象者は年金証書が届いた日の翌日から14日以内に届け出てください。

対象者 (次の両方に該当する人とその被扶養者)

- ・国保に加入している人
- ・厚生年金や共済組合など(国民年金除く)からの年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の人

届け出に必要なもの 保険証、年金証書、印鑑

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

3月1日～7日は子ども予防接種週間 予防接種はお済みですか？

母子健康手帳や予防接種手帳などで接種歴を確認し、対象期間で未接種の予防接種があれば、体調のよいときに早めに受けましょう。

麻しん(はしか)・風しんの接種期限がせまっています

麻しん(はしか)・風しんは空気感染で起こり、感染力が強く、重篤な合併症を引き起こします。最も有効な対策は予防接種を受けることです。2回接種をして、免疫の増強と感染拡大を予防しましょう。

- ◎平成25年度
第2期麻しん(はしか)・風しん無料接種対象者

種別	対象年齢	接種期間
第2期	小学校入学前の1年間 (平成19年4月2日～ 20年4月1日生まれ)	26年3月31日まで

☎健康課保健センター係 ☎985-4118

交通死亡事故ゼロを目指して

平成25年中の交通事故状況をお知らせします。

●主な状況

- ・県内での交通事故死者数は70人(前年比+14人)。そのうち高齢者は約6割を占めています。
- ・町内での発生件数・傷者数は前年より大きく減少しましたが、死亡事故は2件発生しました。(2件とも県道交差点で発生)

●死亡事故ゼロを目指して

事故原因は前方不注意、安全確認が大きな割合を占めています。次の点を心掛けましょう。

- ▼運転者 緊張感を持ち、歩行者保護の意識を持つ
 - ▼歩行者・自転車運転者 道路横断時には安全確認を十分にする
- ☎町民課コミュニティ係
☎985-4228

助成期間を拡大 児童の医療費(入院)請求

平成26年4月診療分から児童の医療費(入院)の助成期間を拡大します。

- ◎変更点…26年4月診療分から、中学校を卒業するまで入院費の助成が受けられるようになりました。
変更前：小学1年生の4月1日～13歳の誕生日前日
変更後：小学1年生の4月1日～**中学3年生の3月31日**

▶児童医療費助成制度って？

次の期間、児童の医療費を助成しています。乳幼児医療のような受給資格証はありません。
外来：7歳の誕生日前日まで(24年4月診療分から)
入院：13歳の誕生日前日まで(24年4月～26年3月診療分まで)
中学3年生の3月31日まで(26年4月診療分から)

- ◎対象者 町内に住所のある児童の保護者
※児童も保護者も町内に住所がある人が対象
- ◎助成金 保険診療分の自己負担額から高額療養費や付加給付金を差し引いた金額

◎請求方法 いったん医療機関で自己負担額を支払ったあと、役場の窓口で請求手続きをしてください。後日、指定された口座へ振り込みます。

◎手続きに必要なもの

- ①領収書(診療月分をまとめて、翌月以降に請求。助成期間終了後は月の途中でも請求できます)
- ②児童の健康保険証
- ③印鑑(シャチハタ不可)
- ④保護者名義の口座の通帳
- ⑤限度額適用認定証(発行してもらった人のみ)
- ⑥高額療養費や付加給付金などの支給金額が分かるもの(支給決定通知書など)

※医療費の請求期間は診療月の翌月初日から2年間です。他の助成制度が優先される場合があります。

☎福祉課児童福祉係 ☎985-4114